

文化施設利用者 様

豊橋市役所文化・スポーツ部
「文化のまち」づくり課長 清水 賢治

「厳重警戒措置」の解除及び「警戒領域」への移行に伴う文化施設の対応について
(令和3年10月15日時点)

日頃より本市の文化振興に格別のご配慮を賜り厚くお礼申し上げます。

現在実施している「厳重警戒措置」について10月17日をもって解除される一方で、10月18日から「警戒領域」に移行すると、愛知県が発表しました。

つきましては、本市公共施設の対応として、10月18日から通常時の開館時間に戻します。

また、施設利用料の還付について、10月18日から通常時の開館時間に戻すことから、開館時間短縮に伴う施設利用料の還付は10月17日までが対象となります。

文化施設を利用頂く皆さまにおかれましては、この趣旨をご理解頂き、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 施設開館時間

施設名称	～10月17日	10月18日～	(参考) 通常時の開館時間
市民文化会館	<u>通常時の開館時間</u>	<u>通常時の開館時間</u>	午前9時～午後9時
西川芸能練習場			
三の丸会館			
ライフポートとよはし			
公会堂			
アイプラザ豊橋	<u>午後9時以降の</u>		午前9時～午後10時
穂の国とよはし芸術劇場	<u>利用中止</u>		

2 感染症対策に係る留意事項

項目	～10月31日	11月1日～
飲食	飲食用に指定されたエリア以外での飲食はお控えください。(継続)	通常時の施設利用のルールに従ってください。
カラオケ等	カラオケ、コーラス等の大声での発声、歌唱や声援等を伴う活動の自粛をお願いします。(継続)	通常時の施設利用のルールに従ってください。
入場者の制限	大声での発声等を伴わない利用 : 定員の100%以内 大声での発声等を伴う利用 : 定員の50%以内 (継続)	通常時の施設利用のルールに従ってください。

その他、業種別ガイドラインを遵守し、「新しい生活様式」に則った対応をお願いいたします。

<問合せ先>

豊橋市役所文化・スポーツ部「文化のまち」づくり課

電話：0532-51-2873 / Fax：0532-56-1081 / Email: bunka@city.toyohashi.lg.jp

<各施設連絡先>

- | | |
|-----------------|-----------------|
| ・市民文化会館、西川芸能練習場 | 電話：0532-61-5111 |
| ・豊橋市公会堂 | 電話：0532-51-3077 |
| ・三の丸会館 | 電話：0532-56-6022 |
| ・ライフポートとよはし | 電話：0532-33-2111 |
| ・アイプラザ豊橋 | 電話：0532-46-7181 |
| ・穂の国とよはし芸術劇場 | 電話：0532-39-8810 |